

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月30日
【会社名】	日本カーボン株式会社
【英訳名】	Nippon Carbon Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮下 尚史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目14番1号
【電話番号】	03(6862)6110(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 業務管理部長 今井 浩二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目14番1号
【電話番号】	03(6862)6110(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 業務管理部長 今井 浩二
【縦覧に供する場所】	日本カーボン株式会社大阪支店 (大阪市北区西天満四丁目11番22号(阪神神明ビル内)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成29年3月29日開催の当社第158回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額554,528,025円

効力発生日

平成29年3月30日

第2号議案 株式併合の件

効力発生日を平成29年7月1日として、当社普通株式10株を1株の割合で併合し、あわせて発行可能株式総数を4億株から4千万株に変更するものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、本橋義時、宮下尚史、美浦敬一、山崎裕功、武田道夫、専甫裕一、高橋明人、富川正の8氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、小西勇二氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

取締役の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として当社取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入するものであります。

第6号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を更新するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	58,711	205	-	(注)1	可決 97.96
第2号議案 株式併合の件	57,959	957	-	(注)2	可決 96.71
第3号議案 取締役8名選任の件					
本橋 義時	49,499	9,414	-		可決 82.60
宮下 尚史	51,900	7,013	-		可決 86.60
美浦 敬一	52,426	6,487	-		可決 87.48
山崎 裕功	52,461	6,452	-	(注)3	可決 87.54
武田 道夫	52,428	6,485	-		可決 87.48
専甫 裕一	53,069	5,844	-		可決 88.55
高橋 明人	56,891	2,022	-		可決 94.93
富川 正	55,681	3,232	-		可決 92.91
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 小西 勇二	51,309	7,607	-	(注)3	可決 85.61
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬 制度導入の件	50,788	8,128	-	(注)1	可決 84.74
第6号議案 当社株券等の大量買付行為への対応 策(買収防衛策)更新の件	46,819	12,097	-	(注)1	可決 78.12

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上